

ダウンロード違法化に関する検討の視点について

1. 被害実態

前回（10月29日）の本小委員会でのヒアリング結果によると、静止画（マンガ・雑誌・書籍）に係る違法配信からのダウンロードによる被害は、主要4サイトによる過去6か月間の被害額で約738億円、1つのトレントサイトによる被害額で約347億円などとされているところ、以下の点に留意は必要であるものの、著作権者・出版社にとって看過できない規模に達していると認められるか。

〈留意が必要な点〉

- ・ 報告された被害額は、あくまで、一定の仮定・推計をもとに機械的に算出されたデータであり、これが正確な逸失利益（海賊版サイトがなければ出版社等が得られたであろう利益）を示すものではないこと
- ・ 著作権は作家が有している場合が多く、報告された被害額のうち、全てが出版社の被害となるわけではないこと
- ・ マンガ以外の分野の具体的な被害額が現時点では不明であることや、報告された以外にも多数海賊版サイトは存在し得ることから、被害の全容を把握するためには、引き続き、幅広い調査が必要となること

2. 措置の必要性

上記の被害実態を前提として、出版社から、悪質な海賊版サイトについては、①削除されたファイルを自動で再掲載するシステムがあること、②サイトを閉鎖させてもサーバーやドメインを変更して運営が継続されること、③新規サイトも次々と生まれること、④使用されているサーバー等や運営者が海外に所在することなどから、アップロード者・サイト運営者への削除要請等や法執行には限界がある旨が指摘されているところ、海賊版サイトの利用抑制のためにユーザー側のダウンロード行為を違法化する必要性が認められるか。

3. 措置による効果

「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」（平成25年12月）によると、音楽・映像のダウンロード違法化・刑事罰化により、①ファイル共有ソフトで流通するファイル数や違法ダウンロードに利用される可能性のあるストレージサイトの利用等が大きく減少したことや、②アンケート調査によりユーザーの半数程度がダウンロードを控えるようになったことなどが報告されているところ、静止画についても、措置を行った場合、このような効果が見込めるか。

4. 国民生活への影響

(1) 音楽・映像のダウンロード違法化・刑事罰化により、ユーザー側に、当初懸念されていたような不利益・混乱等が生じた事例（※）や、それらによるインターネット利用の萎縮は生じているか。

（※）例えば、①権利者ではない第三者が違法ダウンロードである旨を指摘してユーザーに不当に対価を請求する、②適法か違法か曖昧なサイトからのダウンロードについて権利侵害とされる、③違法だと知らない子どもたちが摘発の対象とされる、④著作権法を口実とした別件捜査に利用されるなど捜査権の濫用を招く、⑤利用者のプライバシーが侵害されるなどの点が懸念として示されていた。

(2) 違法にアップロードされた静止画については、典型的な海賊版サイトのみならず、ブログや SNS にも掲載されている可能性があり、音楽・映像と比較しても国民生活に広範囲に影響が及び得るとの懸念もあるが、その点をどのように考えるか。

「事実を知りながら」という主観要件を課すことで、違法にアップロードされたか否かが不明な場合（ブログや SNS の多くは当該場合に該当すると思われる）にはダウンロードが違法とならないようにしつつ、文化庁や出版社等による普及啓発等を適切に進めた場合でも、上記のような懸念は払拭されないか。

(3) 仮に、静止画のみならず、他の著作物（プログラム等）にダウンロード違法化の対象が広がった場合に、上記のような懸念が増大するか。

(※) 違法にアップロードされた音楽・映像を視聴・閲覧する行為については、違法とはならない。視聴・閲覧に伴うキャッシュ（複製）についても、現行著作権法第 47 条の 8（改正著作権法では第 47 条の 4 第 1 項）の規定により適法となる。

5. 措置を行うとした場合の論点

(1) 対象著作物の範囲

プログラムについても、ダウンロード違法化の要望がなされているところ、対象著作物の範囲をどのように設定すべきか。国民生活に混乱を生じさせる等の事情がないのであれば、その他の分野における被害を未然防止する等の観点から、諸外国（ドイツ・フランス等）の例を参考に、違法配信からのダウンロード全般を違法化することも選択肢となり得るか。

(2) 主観要件

違法配信された著作物だという「事実を知りながら」ダウンロードを行う場合にのみ違法化される、という要件は、利用者に過度な負担をかけないようにするために重要であり、当然に維持すべきものという理解で良いか。また、サイトや著作物の客観的属性等から「当然知っているべきだった」として「事実を知りながら」ダウンロードを行ったという認定がされることのないよう、厳格に解釈すべきものという理解で良いか。

(3) 刑事罰

抑止効果を高める観点から刑事罰が必要となるか（音楽・映像と異なる取扱いとする事情があるか）。必要となる場合でも、音楽・映像と同様、有償で提供・提示されたものに限定すべきか。また、法定刑の水準は音楽・映像の場合と同水準とすべきか（法益侵害の程度について。漫画の一コマのダウンロード等の場合には音楽・映像と比べて軽微とも考えられるが、悪質な事例では音楽・映像と遜色がないものと評価されるか）。

(※) TPP 整備法（本年 12 月 30 日施行）により、著作権等侵害罪の一部非親告罪化が行われることとなるが、音楽・映像のダウンロード違法化に係る刑事罰は、その対象となっておらず、引き続き、全て親告罪である。

(4) 普及啓発等

国民に混乱等を生じさせないため、どのような対応が求められるか（出版社からは、正規版配信サイトに付する「ABJ マーク」の導入や、海賊版対策キャンペーンの一環としての法改正の周知を行う旨が表明されている）。